

貝塚市集中改革プラン

I. 取り組みの方針

本市では、厳しい財政状況に対応するため、平成10年度から平成12年度を期間とする第1次財政健全化計画を策定し、収支の改善に取り組んできた。さらに、財政状況が厳しさを増す中、平成13年度から平成17年度を期間とする第2次財政健全化計画を策定し、公債費負担比率の引き下げ、給与総額の引き下げや、各種事業の見直しなどを図るとともに、自主財源確保のため、企業誘致などを積極的に進め、目標とする平成17年度の単年度黒字を1年繰り上げて達成したところである。

しかしながら、国が進める三位一体改革や、今後予想される税負担者の減少、少子高齢化などによる行政需要の構造的変化、また、さらなる地方分権の進展に対応していくためには、行財政全般にわたる構造改革を一層進めていくことが必要であることから、平成18年度を初年度とする「貝塚市行財政改革基本方針」を新たに策定したところである。

一方、総務省は、地方公共団体における行政改革をより一層推進させるため、平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、全ての地方自治体に対し、この指針に基づく集中改革プランの策定を求めている。

そのため、本市においては、「貝塚市行財政改革基本方針」を基本として、総務省の指針に基づく「貝塚市集中改革プラン」を策定し、行財政改革の推進を図るものとする。

1. 実施期間

本プランの取り組みの期間は、平成17年度から平成21年度までの5ヵ年とする。

2. 推進体制

本プランの総合的かつ組織的な推進を図るため、助役を長として、教育長・水道事業管理者・全ての部長級職員にて組織する「貝塚市行財政改革推進委員会」において、進行管理を行う。

3. 進捗状況の公表

本プランに基づく行財政改革の進捗状況は、広報紙やホームページ等を通じて、

適宜、公表する。

Ⅱ. 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

1. 事務事業等の見直し

行政資源の適正な配分と費用対効果の向上を図るため、事務事業の成果や要した費用を評価し、今後の施策の見直しや企画立案に反映させるための事務事業評価システムを活用することにより、事務事業の整理合理化を進める。

また、限られた財源を効果的に配分し、創意工夫による予算執行を促すため、予算編成にあたっては、部署ごとに財源を配分する枠配分方式を導入し、各部署において予算に対する自己責任に基づく決定権限をもたせ、効果的な事務事業の推進を図る。

さらに、新規施策の実施にあたっては、事業の終期、見直し時期を明確にするサンセット方式を導入する。

2. 事務事業評価システムの導入

事務事業評価システムについては、早期試行にむけて調整を行う。

なお、本格稼動にあたっては、その評価結果を広報紙やホームページにて公表する。

Ⅲ. 民間委託等の推進

本市においては、これまで民間委託など民間活力の導入を積極的に進めてきており、今後も委託化等をさらに推進するとともに、一層のサービス水準の向上と業務の効率化を図るために、指定管理者制度・民営化・PFIなどの導入・拡大を推進する。

1. 施設管理業務についての取組目標

(1) 平成16年度末時点における民間委託状況

① 全部委託

市民文化会館、そぶら・貝塚 ほの字の里、駐輪場・駐車場（7カ所）

②一部委託

小学校・保育所の庁務業務、総合体育館、運動広場、テニスコート、プール、都市公園、駐輪場（1ヵ所）、市立貝塚病院、休日急患診療所、浄水場、衛生事業所

(2)平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標

公の施設の管理運営について、平成17年7月に「指定管理者制度に関する基本方針」を策定し、該当施設については、指定管理者の指定に関する条例等の整備を行った。

現在、施設の管理運営業務を委託している「市民文化会館（コスモシアター）」及び「そぶら・貝塚 ほの字の里」については、平成18年度から指定管理者制度を導入する。

なお、現在直営の施設及び今後新規に設置される施設については、当面は、民間委託の拡大や市民との協働等による運営を進めながら、より効率的な運用に努めるとともに、必要に応じて指定管理者制度へ移行していくものとする。

また、施設の効率的運営を図るため、開館日や開館時間についても見直しを行うとともに、より一層効率的な運営を行うため、施設の配置を見直し、類似施設へ統廃合を進める。

2. その他の事務についての取組目標

現在、一部委託の事業を含め、民間事業者・NPO・自治組織などに管理運営業務を委ねることにより、より効率的に市民サービスの向上が図られる事業については委託化を進める。

(1)平成16年度末時点の民間委託の状況

①全部委託

庁舎清掃、在宅配食サービス

②一部委託

庁舎夜間警備、ごみ収集、道路維持補修・清掃等、ホームヘルパー派遣、情報処理・庁内情報システム維持、調査・集計、福利厚生

(2)平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標

①民間委託

(ア)市営葬儀業務

現在、全部直営で行っている、祭壇の設営・撤去及び葬儀の進行等の市営葬

儀業務については、平成20年度から民間委託化し、職員6人を減員する。

(イ) 一般ごみ収集業務

現在、全部直営で行っている、一般ごみの収集業務について、現行定数45人から、退職及び再任用終了等により順次減員し、39人とする。

その後、職員の退職に併せ、順次、業務量の概ね2分の1を民間委託化する。

(ウ) 貝塚市歴史展示館・市民庭園管理業務

平成17年10月の開館時から、民間団体へ管理業務を委託する。

② 民営化

平成20年度から新たに民間保育所を開設し、市立東保育所を民営化する。また、併せて、保育士の定員を見直す。

③ PFI

今後の公共施設の建設に当たっては、民間の資金とノウハウを活用するため、資金調達や維持管理経費の効率的運用方法を検討する。

IV. 定員管理・給与の適正化

1. 定員管理の適正化（病院・水道事業を除く）

(1) これまでの定員適正化の実績

本市においては、平成11年4月から平成16年4月まで、44人の職員削減を行っており、その削減率は6.1%となっている。

また、平成17年4月1日の職員数は664人で、平成11年4月1日からは60人の削減となり、削減率は8.3%となっている。

平成17年4月1日現在の一般行政部門(消防・教育職を除く普通会計)の人口千人当りの職員数は、4.5人(大阪市を除く大阪府内市町村平均4.9人)で、大阪府内では、大阪市を除く42市町村中11番目に少ない職員数となっている。

(人)

年 度	11年	12年	13年	14年	15年	16年
4月1日現在職員数	724	712	698	688	688	680
うち新規採用者	27	20	9	18	26	26
年度中の退職者	26	28	30	29	39	26
派遣・再任用・欠員等	△1	△6	5	2	3	5

(人)

人口千人当たりの職員数 (一般行政部門)	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
	5.3	5.2	4.9	4.8	4.8	4.7	4.5

(2) 平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標

今後においても、民間委託化や民営化を進めるとともに、事務の執行形態の見直しや事業の統廃合、OA化などにより、効率的な行財政運営を進め、また、定員適正化計画を策定することにより、計画的な職員数の抑制に取り組み、平成22年4月には、職員数を639人とする。

(人)

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
4月1日現在職員数	664	664	655	642	639	639
うち新規採用者	8	28	4	11	15	20
年度中の退職者	22	7	24	18	20	—
派遣・再任用等	2	△6	△6	—	—	—

2. 給与の適正化

給与については、これまでも財政健全化計画に基づき、適正化に努め、総人件費の抑制を図ってきた。

職員の給与制度については、市民の理解が得られる制度であることが求められていることから、財政健全化の観点から見直しを進めるとともに、国における給与制度改革等に準拠しながら、適正な給与制度を構築していく。

(1) これまでの取組状況

- ・管理職手当（課長級以上）の10%減額（平成10年度～）
- ・特別職給料の10%減額（平成10年度～）
- ・特殊勤務手当の一部廃止（公用車運転代替手当・昼休み窓口従事手当）
(平成10年度)
- ・通勤手当の見直し（水鉄貝塚駅～貝塚市役所前駅間廃止）（平成10年度）
- ・旅費の見直し（グリーン料金・普通旅費日当支給停止）（平成10年度～）
- ・定期昇給の6月延伸を2回（平成13年度）
- ・初任給1号給引下げ（平成13年度）
- ・住居手当の見直し（一律支給分10,400円を9,000円）（平成14年7月）
- ・職員給料の一律3%減額（平成16・17年度）
- ・長期勤続に伴う退職時特別昇給を廃止（平成16年度）

- ・議員報酬の5%減額（平成16年度～平成18年度）
- ・特別職給料の3%～5%追加減額（平成16・17年度）

(2)平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標

- ・特別職退職手当の40%減額（平成17年度～）
- ・特殊勤務手当の一部廃止・見直し（平成18年度）

廃止する手当

- ・市税事務従事手当（1種及び2種）
- ・国民健康保険料徴収事務従事手当
- ・し尿処理作業従事手当
- ・社会福祉業務従事手当
- ・時差勤務手当
- ・変則勤務手当
- ・じんあい収集作業等従事手当（2種）
- ・と畜場汚物処理作業従事手当
- ・庁務員時差勤務手当

見直す手当

- ・じんあい収集作業等従事手当（1種）（対象業務を限定）
- ・下水清掃作業等従事手当（対象業務を限定）
- ・納棺・火葬業務従事手当（対象業務を限定）
- ・救急救命士従事手当（対象業務を限定し支給方法及び支給額を変更）
- ・通勤手当の見直し（2キロメートル未満の手当を廃止）（平成18年度）
- ・住居手当の見直し（一律支給分9,000円を順次減額し平成21年度に廃止）
- ・幼稚園長の管理職手当の見直し（定率から定額へ減額）（平成18年度）
- ・幼稚園に勤務する教育職員の義務教育等教員特別手当の廃止
（平成18年度は2分の1支給）（平成19年度）
- ・給料表格付けの適正化

級別標準職務表に適合しない級への格付けを是正

3. 給与・定員管理等の状況の公表

給与・定員管理等については、その状況を毎年広報紙にて公表しているが、できるだけ多くの市民に、情報をより分かりやすく提供できるよう、記載事項、比較対照、グラフ等を追加し、ホームページも利用し公表を行う。

4. 福利厚生事業

職員の福利厚生事業は、主に市からの負担金で運営されている職員厚生会において事業を行っているが、昨今の社会情勢を考慮し、公費負担のあり方や給付制度など市民の理解が得られる福利厚生制度となるよう見直しを行う。

- ・これまでの取組状況

職員厚生会委託料を、職員1人当たり6,000円から4,000円へ減額
(平成10年度)

5. 人材育成の推進

市民により高質な行政サービスを提供するとともに、職員の資質を高め、さらに職場の活性化を図るため、「貝塚市人材育成のための研修基本方針」に基づき、必要な研修を行い、人材育成を行っている。

地方分権時代を迎え、より一層の専門性と創造力の向上、また、市民との協働を進めるための調整力などが求められるようになってきていることから、職員の意欲と能力を最大限に引き出すための職員研修の充実を図る。

(1) 平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標

① 人事管理・給与システムの導入

今後の人事制度の見直しや人事評価制度の導入等を見据え、給与や勤怠管理などを含めたシステムを構築する。

② 職員提案・表彰制度の充実

職員の改革意欲の高揚をめざし、政策形成・事務改善などの提案を募り、政策に活かすとともに、成果があったものを表彰する制度を充実する。

③ 管理職への部下育成研修の充実

管理職の部下育成能力の向上に資する研修を充実する。

④ 職員研修の充実

専門性・創造力の向上のための多種多様な研修を充実する。

6. 組織・機構の改革

新たな行政課題や多様化する住民ニーズに応えるため、組織・機構、役職制度などについて見直しを行う。

(1) 平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標

- ・ 人権平和部の都市政策部への統合（平成18年度）
- ・ 総合窓口制度の見直し（平成18年度）

- ・危機管理体制の充実（平成18年度）
- ・福祉関係課の所掌事務の見直し（平成18年度）

V. 第三セクターの見直し

1. 第三セクターの状況

本市が出資する第三セクターのうち、直接経営に関与する法人は次の3法人である。

(単位：千円)

法人名	設立	出資額	出資比率
財団法人貝塚市文化振興事業団	平成4年	200,000	100%
財団法人貝塚市都市整備公社	平成元年	50,000	100%
貝塚市土地開発公社	昭和48年	5,000	100%

役員・職員数

(単位：人)

法人名	平成11年度			平成16年度			平成17年度		
	役員	職員	計	役員	職員	計	役員	職員	計
財団法人貝塚市文化振興事業団	14	9	23	14	6	20	14	6	20
財団法人貝塚市都市整備公社	15	2	17	16	2	18	16	2	18
貝塚市土地開発公社	10	2	12	9	1	10	9	1	10

(各年度4月1日現在)

(1) 財団法人貝塚市文化振興事業団

市民文化会館の管理運営を行うため設立されたものであり、芸術性の高い自主文化事業の展開や、住民自らが行う文化活動を促進する役割を担ってきたが、近隣市に同様の施設が複数建設されたことから、施設の利用状況は伸び悩みの傾向にある。

多額を要する施設の維持管理経費については、毎年見直しを行い削減を図っており、また、評議員会に民間有識者の参画を得て、運営管理についての意見を参考に事業を展開している。

(2) 財団法人貝塚市都市整備公社

市内における都市整備に関する諸事業を推進するため、設立されたものであり、道路や港湾用地、運動広場、街路樹等の清掃・維持管理業務を行っており、さら

に、市営住宅や駐車場の管理業務等への事業内容の拡大を図ってきた。また、職員についても、一部嘱託化により経費の節減を図ってきた。

(3) 貝塚市土地開発公社

一般会計から無利子融資を実施することで金利負担の軽減を図るとともに、平成13年3月に経営健全化計画を策定し、総務省の支援措置を活用して、平成15年度までの期間において実施した。

2. 第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する方針

(1) 財団法人貝塚市文化振興事業団のあり方の見直し

平成18年度から指定管理者の指定を受けたことから、市民ニーズや社会情勢の変化を踏まえ、組織体制や市民文化会館の運営について見直しを行い、より一層の運営の効率化に取り組む。

なお、総務業務の一部については、平成18年度から嘱託員2人を人材派遣に切り替え、人件費の抑制を図る。

(2) 財団法人貝塚市都市整備公社のあり方の見直し

より効率的な事業推進に努めるとともに、平成18年度からは収益的事業の拡大を図る。

(3) 貝塚市土地開発公社のあり方の見直し

引き続き財政の健全化を図るとともに、今後、事務量の減少が見込まれることから、平成18年度から嘱託員を廃止し、行財政管理課にて業務を行う。

また、平成17年度から、借入金の一部について入札制を導入する。

3. 監査・点検評価・情報公開の体制等

(1) 監査・点検評価について

文化振興事業団及び都市整備公社については、公認会計士による外部監査を導入しており、また、民間有識者も入った評議員会から、運営に関する意見を聴くこととしている。土地開発公社については、庁内に健全化委員会を設置し業務の点検に当たっている。

(2) 情報公開実施状況について

3 法人とも毎年度、市議会にて予算及び決算の審議を受けている。

4. 給与の適正化

役員報酬については、文化振興事業団及び都市整備公社とも、非常勤の役員へは理事会開催時の費用弁償のみ支給し（市の特別職及び一般職にある役員への費用弁償はなし）、常勤の役員及び職員の給与については市に準拠している。

また、土地開発公社の役員及び職員は、全員が市職員で無報酬となっている。

VI. 経費節減等の財政効果

1. 平成16年度までの実績

第1次・第2次財政健全化計画に基づき、また、使用料や手数料の改定などにより歳入の確保を図るとともに、事務事業の廃止・見直しにより経費の節減を行ってきた。

(1) 収入関係

- ・ 各種証明発行等手数料、葬儀・テニスコート使用料の改定（平成10年度）
- ・ 保育所保育料の改定（平成13年度）
- ・ 留守家庭児童会負担金の創設（平成13年度）

(2) 支出関係（給与関係を除く）

- ・ 市税前納報奨金の縮減（平成11年度）
- ・ 市税前納報奨金の追加縮減（平成15年度）
- ・ 各種団体補助金の10%削減（平成10年度）
- ・ 粗大ごみの収集委託化（平成13年度）
- ・ 家庭ごみの収集方式の見直し（平成13年度）
- ・ 家庭ごみの収集体制の見直し（平成14年度）
- ・ 衛生事業所業務の一部委託化（平成13年度）
- ・ 保育所体制の見直し（平成13年度）
- ・ 保育所庁務業務の一部委託化（平成13年度）
- ・ 学校庁務業務の一部委託化（平成15年度）
- ・ 敬老年金の見直し（平成12年度）
- ・ 母子家庭見舞金の廃止（平成15年度）

- ・遺児福祉年金の廃止（平成15年度）
- ・ねたきり老人見舞金の廃止（平成15年度）
- ・老人ホーム入所者見舞金の廃止（平成15年度）
- ・長期入院患者見舞金の廃止（平成15年度）

経費節減等の効果額

（単位：百万円）

項 目	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	合 計
使用料・負担金の見直し	37	28	28	28	28	149
受益者負担の見直し	—	37	37	38	41	153
職員削減	144	160	175	149	163	791
給与等削減	49	65	101	141	305	661
民間委託等	2	34	25	39	60	160
施設維持費の見直し	1	71	61	146	83	362
補助金等の整理合理化	8	81	83	108	115	395
事務事業の整理合理化	203	44	64	96	110	517
合 計	444	520	574	745	905	3,188

2. 平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標

平成17年度以降も、積極的に企業誘致を進めるなど歳入の確保を図りながら、引き続き業務の執行体制の見直しや委託化・民営化を進めることにより経費の節減を図るとともに、事務事業評価制度を導入し各事務事業の検証を行い、事業の見直しや終期の設定などを行うことにより、さらなる経費の縮減に努める。

(1) 収入関係

- ・使用料・手数料、分担金・負担金については、受益者負担の適正化の観点から全般的に見直す。
- ・施設利用料などの減免範囲・減免割合については、受益者負担の適正化などの観点から見直しを行う。
- ・遊休用地などは、売却あるいは賃貸による有効利用を図る。
- ・保育所における延長保育について、平成18年度から新たに負担金を徴収する。
- ・幼稚園使用料について、平成18年度から値上げする。
- ・広報紙については、平成18年度から有料広告を掲載する。

(2) 支出関係

- ・各種団体への行政の関わり方について見直すとともに、団体補助金等について

過去の経過にとらわれることなく見直しを行う。

- ・行政が提供する市民サービスについて、民間との競合、公費負担の必要性、事業内容、費用対効果などを検証し、サービスの統廃合や有料化を検討する。
- ・東診療所については、最近の経営状況及び近隣での医療機関の設置状況を勘案し、平成18年度から廃止する。
- ・市民交通傷害保険については、民間保険をはじめとする各種傷害保険の充実や、保険金給付額が社会情勢に合わないことなどから、平成18年度から廃止する。
- ・小学校給食調理業務については、平成18年度から、給食調理員の退職及び再任用終了等に伴い、その定員を順次削減し、正職員は2分の1とし、残りを嘱託員とする。
- ・職員に貸与している事務服を、平成18年度から廃止する。
- ・市税前納報奨金を、平成19年度から廃止する。
- ・平成17年度から、議会視察の一部休止及び議会関係経費の見直しを行う。
- ・長寿祝金の対象者及び支給額を、平成17年度から見直す。
- ・難病患者見舞金を、平成17年度から廃止する。
- ・被保護者夏期歳末一時金を、平成17年度から廃止する。
- ・教育キャンプ場を、平成17年度から廃止する。

経費節減等の見込額

(単位：百万円)

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
使用料・負担金の見直し	—	1	1	1	1	4
受益者負担の見直し	—	14	14	14	14	56
職員削減	125	112	175	265	286	963
給与等削減	189	35	50	78	104	456
民間委託等	—	—	—	126	126	252
補助金等の整理合理化	29	29	29	29	29	145
事務事業の整理合理化	2	13	23	21	21	80
合計	345	204	292	534	581	1,956

Ⅶ. 地方公営企業の経営健全化

1. 病院事業

(1) 経営改革の推進

①平成16年度末時点における実績

- ・受付窓口・料金収納業務・外来クランク・カルテ管理等の医事系業務、施設管理等の管理業務を委託化（平成8年度～）
- ・給食サービスの一部（配膳・下膳・洗浄）を委託化（平成13年度～）
- ・近隣公立病院との診療材料の一括購入（平成13年度～）
- ・病床利用率向上のため、看護部長による空きベッド管理の一元化（平成10年度～）
- ・2対1看護の実施、薬剤管理指導の充実、診療報酬の請求漏れ及び減点防止（平成10年度～）
- ・紹介率20%超を目指し、地域医療連携の体制を拡充（平成16年度～）

②平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標

- ・未収金対策として自宅や勤務先の訪問の強化（平成17年度～）
- ・分娩予定者から前納金の徴収（平成17年度～）
- ・乳がん高度検診・治療センターの開設にあわせ、診療体制の充実と乳がん検診者の増による収益の拡大を図る（平成18年度～）
- ・委託化の推進のため給食部門の調理員を1人減員（平成18年度）

(2) 定員管理・給与の適正化

①定員管理の適正化

- ・調理員・事務員等7人の減員（平成10年度）
- ・医業収益の増加を図るため、今後は、医師等の直接医療部門の職員を充実し、その他の業務の委託化を進めながら、平成22年4月の職員数を265人とする。

(人)

年 度	11年	12年	13年	14年	15年	16年
4月1日現在職員数	246	254	252	255	255	251
うち新規採用者	18	21	21	24	24	14
年度中の退職者	13	23	21	24	19	27
派遣・再任用・欠員等	—	—	—	—	—	1

②給与の適正化

- ・特殊勤務手当の一部廃止（公用車運転代替手当）（平成10年度）
- ・その他は市長部局に準拠

(3) 給与・定員管理等の状況の公表

市長部局に併せ、ホームページにて公表（平成17年度～）

(4) 経費節減等の財政効果

受付窓口や給食サービス等の委託化を図ってきたが、病院経営には、優れた医師や高度な医療機器など、積極的な投資が必要とされる面もあるため、それらの充実により医業収益の増収に努めるとともに、管理業務等については民間委託の拡大を図る。

（単位：百万円）

項目	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	合計
病床利用率の向上等	61	49	49	49	49	257
給与等削減	26	36	36	36	36	170
民間委託等	17	17	17	2	2	55
事務事業の整理合理化	4	12	12	12	12	52
合計	108	114	114	99	99	534

2. 水道事業

(1) 経営改革の推進

①平成16年度末時点における実績

- ・管路台帳補正業務の委託化（平成11年度）
- ・津田浄水場監視業務の委託化（夜間・年末年始・休日）（平成13年度～）
- ・検満メーター取替業務の委託化（平成13年度～）
- ・停水執行の強化（滞納8ヵ月から6ヵ月）（平成15年度～）
- ・水道料金の改定（改定率 平均9.3%）（平成14年度）
- ・コンビニエンスストア収納（平成12年度～）

②平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標

- ・停水執行の強化（滞納6ヵ月から4ヵ月）（平成17年度～）
- ・開閉栓業務の嘱託化（平成18年度）
- ・組織体制の見直し（平成18年度）

(2) 定員管理・給与の適正化

①定員管理の適正化

(ア) 平成16年度までの取組状況

- ・管路台帳補正業務の委託化に伴う職員1人減員（平成11年度）
- ・検針業務内容の変更に伴う嘱託員1人減員（平成12年度）
- ・検満メーター取替業務の変更に伴う嘱託員1人減員（平成12年度）
- ・津田浄水場監視業務の委託化に伴う職員7人減員（平成13年度～15年度）
- ・工務課定数の見直しによる職員1人減員（平成13年度）
- ・機構改革に伴う定数の1人減員（平成16年度）

(人)

年 度	11年	12年	13年	14年	15年	16年
4月1日現在職員数	50	50	46	44	41	40
うち新規採用者	2	0	1	0	2	2
年度中の退職者	1	3	2	2	4	0
派遣・再任用・欠員等	△3	1	△2	0	△3	1

(イ) 平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標

- ・開閉栓業務の嘱託化による、正職員1人補充の抑制（平成18年度）
- ・平成22年4月の職員数を40人とする。

②給与の適正化

- ・特殊勤務手当の一部廃止（水道事業従事手当）（平成13年度）
- ・その他は市長部局に準拠

(3) 給与・定員管理等の状況の公表

市長部局に併せ、ホームページにて公表（平成17年度～）

(4) 経費節減等の財政効果

①平成16年度末時点における実績

(単位：百万円)

項 目	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	合 計
未収金の徴収対策	—	1	1	3	6	11
料金見直し	—	—	95	82	93	270
職員削減	19	37	25	25	33	139
給与等削減	10	14	16	16	26	82
民間委託等	—	16	14	34	40	104
事務事業の整理合理化	4	1	1	2	2	10
合 計	33	69	152	162	200	616

- ②平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標
 - ・ 停水執行の強化（滞納6ヵ月から4ヵ月）（平成17年度）
 - ・ 水道料金の改定の検討
 - ・ 委託化の推進

3. 公共下水道事業

(1) 経営改革の推進

平成17年3月末現在の下水道普及率は38.1%であり、現在は普及の拡大を図っている段階であり、市の財政状況を勘案すると、全市的な普及には、まだ時間を要する状況にある。今後は、下水道整備計画を見直すなど、下水道整備費用の軽減を図るとともに、水洗化の促進などにより収入の確保を図る。

(2) 定員管理・給与の適正化

① 定員管理の適正化

公営企業として独立した形態を成しておらず、市長部局全体の中で定員管理を行うものとし、職員数については、平成17年度から1人減員して26人としており、平成22年4月の職員数は、業務量に変化がない場合は26人とする。

② 給与の適正化

市長部局に準拠

(3) 経費節減等の財政効果

① 平成16年度末時点における実績

- ・ コンビニエンスストア収納（平成12年度～）
- ・ 水洗化促進の強化

② 平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標

- ・ 水洗化促進の強化
- ・ 下水道整備計画の見直しによる、下水道整備費用の軽減
- ・ 下水道使用料の値上げの検討

4. と畜場事業

(1) 経営改革の推進

昭和56年度には、年間1,425件の使用があったものが、安価な輸入牛肉の増加や、大規模処理業者の一括処理システムに伴うシェアの寡占化やスーパーでの系列のグループ化が進み、さらに、O-157事件やBSE問題の影響などから、ここ数年は年間30件を下回る使用件数となっている。

管理経費節減のため、職員については、嘱託員1人で管理にあたっていたものを、平成17年7月からは嘱託員を廃止し、シルバー人材センターへ管理委託を行っている。

(2) 定員管理・給与の適正化

職員を配置せず、管理業務は引き続き委託にて対応する。

VIII. 地域協働の推進

自治会・ボランティア・NPO等の地域住民による自主的な活動に対する援助や活動場所の提供など、市と活動主体との連携・協力を積極的に取り組んでいるところであり、平成18年度に市民の公益活動促進のための指針を策定し、これに基づき支援事業を実施していく。

IX. 公正の確保と透明性の向上

市民に対し十分な説明責任を果すため、情報公開条例、行政手続条例などを有効に活用し、情報公開を進めるとともに、パブリックコメント制度の導入や市民意識調査の定期的な実施、市政への提案箱の設置などにより、市政に対する市民意識の反映を図り、引き続き公正の確保と透明性の向上に努める。

1. 情報公開制度の活用

情報公開制度は、平成10年度に導入済みであることから、この制度を有効に活用し、公平で開かれた市政の推進を図る。

また、広報紙やホームページなどにより、財政状況や主要施策の概要及び進捗状況をはじめ、人件費や交際費なども含めた市政情報の公開を進める。

なお、平成15年度から本市のバランスシートを作成・公表するとともに、各種の財政指標の分析、財政状況についても公表を行っている。

2. 行政手続制度の活用

行政手続制度は、平成9年度に導入済みであることから、この制度を有効に活用し、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利保護を図る。

3. パブリックコメント制度の整備

これまでも主要な計画策定時には、広報紙やホームページなどで、市民からの意見を募集しているところであり、平成18年度にパブリックコメント制度を確立する。

4. 審議会等への市民参加

平成17年度の総合基本計画審議会において、市民委員の公募を行っており、今後は、他の審議会等へも市民委員の参加の拡大を図るとともに、開催内容についてホームページ等での公表を進める。

5. 公聴制度の充実

市民の意向を把握し、市政に市民の意見を広く反映させるため、市民アンケートなどの充実を図るとともに、ホームページにおける意見欄、公共施設における提案箱の設置などにより、公聴制度を充実する。